

平成30年第3回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成30年9月6日午前9時27分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	山本哲也	2番	正垣耕平
3番	家根谷美智子	4番	大石哲雄
5番	中井照恵	6番	吉本和広
7番	田上明人	8番	松井孝恵
9番	檜木正行	10番	九鬼裕見子
11番	山本明生	12番	木本眞次

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 森岡真輝 局長補佐 檜山裕子

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	奥田誠	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	十河貴子
総務政策課長	水口和洋	総務政策課員	笠松昭宏
総務政策課 企画員	平尾好孝	総務政策課員	中島正博
住民生活課長	原宗男	住民生活課員	栗田信孝
住民生活課 企画員	瀬田和哉	住民生活課員	宮本真里
住民生活課 企画員	木村陽子	産業建設課長	菅谷雄二
産業建設課 企画員	三浦誠	税務課長	橋本秀行

税務課企画員	芦口正史	上下水道課長	川口孝志
教育委員会 総務課長	家高英宏	教育委員会 総務課学校 給食センター 所長	中松秀夫
教育委員会 生涯学習課長	上堀公嗣		

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 60 号 平成 29 年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 61 号 平成 29 年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 62 号 平成 29 年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 63 号 平成 29 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 64 号 平成 29 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 65 号 平成 29 年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 議案第 66 号 平成 29 年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 議案第 67 号 平成 29 年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 議案第 68 号 平成 29 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 議案第 69 号 平成 29 年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 議案第 70 号 平成 29 年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算認定について

- 日程第 1 5 議案第 7 1 号 平成 2 9 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算
認定について
- 日程第 1 6 議案第 7 2 号 平成 2 9 年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算
認定について
- 日程第 1 7 報告第 1 5 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2
9 年度健全化判断比率の報告について
- 日程第 1 8 報告第 1 6 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2
9 年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率の
報告について
- 日程第 1 9 報告第 1 7 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2
9 年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比
率の報告について
- 日程第 2 0 報告第 1 8 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2
9 年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率
の報告について
- 日程第 2 1 報告第 1 9 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2
9 年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告につ
いて
- 日程第 2 2 議案第 7 3 号 上富田町役場出張所設置並びにその名称、位置及び所管
区に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 3 議案第 7 4 号 上富田町公告式条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 4 議案第 7 5 号 上富田町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正
する条例
- 日程第 2 5 議案第 7 6 号 平成 3 0 年度上富田町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 6 議案第 7 7 号 平成 3 0 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 1
号）
- 日程第 2 7 議案第 7 8 号 平成 3 0 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算
（第 1 号）
- 日程第 2 8 議案第 7 9 号 平成 3 0 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予
算（第 1 号）
- 日程第 2 9 議案第 8 0 号 平成 3 0 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算
（第 1 号）
- 日程第 3 0 議案第 8 1 号 平成 3 0 年度上富田町水道事業会計補正予算（第 1 号）

△開 会 午前9時27分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

平成30年第3回定例会、これより開会をいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第3回上富田町議会定例会を開会いたします。

日程に入る前に、クールビズとして、ノーネクタイで議長判断による上着なしを本定例会においても実施したいと思います。また、町作製のポロシャツを許可いたしますので、議員各位、当局の方も上着をとっていただいで結構かと思ひます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大石哲雄）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において8番、松井孝恵君、9番、樫木正行君を指名いたします。

△日程第2 会期の決定

○議長（大石哲雄）

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの14日間にいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は14日間に決しました。

△日程第3 諸般の報告

○議長（大石哲雄）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（森岡真輝）

諸般の報告をいたします。

平成30年6月定例会以降の議員活動並びに議員派遣の件及び地方自治法第121条の規定により出席要求した9月定例会の説明員については、お手元に配付していますので、よろしくお願ひします。

次に、本定例会の一般質問の通告の締め切りは、本日9月6日午後3時までとなっていますので、質問内容を具体的に、また討論の方式も記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大石哲雄）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成30年第3回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともまことに忙しい中、ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、平素は、町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝申し上げます。

さて、先月の8月には、気象庁に統計データがある1950年以降では初めてとなる、5日間に連続して台風が発生しました。また、例年では、8月までの台風の発生は10程度ですが、ことしは約2倍の21の台風が発生しました。特に、台風20号、21号の2つの台風は、ほぼ同じ進路で紀伊半島に接近し、上富田町では、台風20号におきましては、8月23日の午後3時に全町に避難準備・高齢者等避難開始を発令し、町内の8カ所に避難所を開設しました。

また、時間の経過につれ、被害が大きくなることが予想されたことから、午後11時35分には全町に避難勧告を発令しました。その後、台風は日本海へ抜けましたが、各地に甚大な被害をもたらし、町内におきましても、床上・床下浸水、土砂崩れ、倒木などの被害がありました。

また、21号におきましては、猛烈な勢いを維持したまま紀伊半島に接近したため、9月3日に防災行政無線を通じて、町民の方々に注意喚起を行いました。9月4日の午前4時50分に全町に避難準備・高齢者等避難開始を発令し、町内の8カ所に避難所を

開設、午前9時30分には全町に避難勧告を発令しました。雨による被害は少なかったのですが、暴風による倒木等の被害や電線の断線があり、長時間にわたる停電が広範囲で発生しました。

このたびの台風に遭われた方には心よりお見舞いを申し上げますとともに、町としましては、災害の復旧に全力を尽くし、安心・安全なまちづくりに努めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

また、危惧していたところではございますが、このたびの台風による人的被害はありませんでした。このことにつきましては、住民の皆様方の防災意識の高まりによるところが大きく、今後とも住民の皆様と町が協力して防災・減災に向けた施策を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

さて、本定例会に上程し、ご審議をお願いいたします議案は、平成29年度一般会計・特別会計等の歳入歳出決算認定12件、平成29年度水道事業会計剰余金処分及び決算認定1件、報告事項として地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率及び公営企業会計ごとの資金不足比率の報告5件、条例の一部改正3件、平成30年度一般会計・特別会計の補正予算6件の計27件であります。

それでは、諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第60号から議案第71号までの12件につきましては、平成29年度上富田町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算認定についてであります。

次に、議案第72号、平成29年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定については、地方公営企業法の規定に基づき、議会の議決を経て剰余金の処分を行うものであります。監査委員の意見を付して提案させていただいておりますので、何とぞご承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第15号から報告第19号までの5件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率及び公営企業会計ごとの資金不足比率について報告するものであります。この報告は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに健全化判断比率としての実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに公営企業会計ごとの経営健全化を判断するための資金不足比率について、それぞれの算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、かつ公表しなければならないこととなっております。

なお、平成29年度決算のそれぞれの比率は、法律で定められている基準内です。

次に、議案第73号につきましては、上富田町役場出張所設置並びにその名称、位置及び所管区に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。この条例は、岩田

公民館建てかえ工事の期間中、岩田出張所を消防団第3分団屯所に移転するための本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第74号につきましては、上富田町公告式条例の一部を改正する条例（案）でございます。この条例につきましても、岩田公民館建てかえ工事の期間中、告示用掲示板を消防団第3分団屯所前に移転するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第75号につきましては、上富田町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。この条例は、子ども医療費の支給対象範囲において、通院に係る医療費の支給対象期間の拡大を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第76号につきましては、平成30年度上富田町一般会計補正予算（第2号）でございます。今回、補正前の額に9,265万5,000円を追加し、予算総額を60億7,629万1,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、総務費では、ブロック塀の耐震対策に関する補助金として500万円、住宅の耐震改修に関する補助金として583万円を措置しています。

民生費では、特別会計介護保険への繰出金として1,202万6,000円、農林水産業費では、特別会計農業集落排水事業への繰出金として1,057万円を措置しています。

教育費では、各小中学校への空調設備の設置に関する設計管理委託料として1,000万円、防犯カメラの設置に関する工事請負費として290万5,000円を措置しています。

一方、歳入につきましては、国・県支出金、財産収入、寄附金、繰入金、町債を見込み措置しています。

次に、議案第77号につきましては、平成30年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）でございます。今回、補正前の額に1,608万9,000円を追加し、予算総額を15億8,293万円と定めています。補正予算の内容は、国・県への過年度分の介護給付費負担金返還金などを措置しています。

次に、議案第78号につきましては、平成30年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）でございます。今回、補正前の額に100万円を追加し、予算総額を2億8,754万円と定めています。補正予算の内容は、後期高齢者医療システムの改修に関する委託料などを措置しています。

次に、議案第79号につきましては、平成30年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）でございます。今回、補正前の額に1,057万円を追加し、予

算総額を1億9,621万8,000円と定めています。補正予算の内容は、各地区の農業集落排水施設の修繕料などを措置しています。

次に、議案第80号につきましては、平成30年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算(第1号)でございます。今回、補正前の額に630万円を追加し、予算総額を3億3,632万9,000円と定めています。補正予算の内容は、公共下水道施設の修繕料などを措置しています。

次に、議案第81号につきましては、平成30年度上富田町水道事業会計補正予算(第1号)でございます。今回、補正前の額に7,000万円を追加し、支出予算総額を7億1,538万8,000円と定めています。補正予算の内容は、朝来地区での国道42号線の配水管布設取りかえに関する工事請負費などを措置しています。

以上が、本定例会に上程します諸議案の概要であります。

詳細につきましては、担当課長並びに企画員より説明しますので、ご審議の上、ご承認賜りますよう、何とぞよろしくお願いいたします。

なお、口頭になりますが、8月23日の台風20号につきましては、現在、調査が終わり、災害申請をする予定でしたが、4日の21号の台風で再度悪化した箇所などもございます。21号は今までに経験したことがない暴風であったため、町内でも被災した箇所が多数ございます。国に災害として申請できる箇所、町単独で復旧する箇所などについては、現在、調査中であり、確定次第ご連絡をいたします。これ以外に災害の査定対象とならない箇所や、道路管理者として問題が出る箇所などがあり、昨日、議長さんにも相談し、早急に復旧が必要な箇所などについては、専決処分で補正予算の計上を行い、予算の許す範囲内で順次復旧していきたいと考えていますので、ご了解をいただきますようお願いいたします。本定例会、よろしくお願いいたします。

△日程第4 議案第60号～日程第21 報告第19号

○議長(大石哲雄)

この際、日程第4 議案第60号、平成29年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第21 報告第19号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成29年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告についての件まで18件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明と報告を求めます。

会計管理者、十河君。

○会計管理者(十河貴子)

おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第60号から議案第72号につきまして説明させていただきます。

なお、議案番号に従い、それぞれの会計の収支状況につきまして順を追って説明するのが本意であります。参考資料として決算総括表を添付しておりますので、後ほど参考資料により説明させていただきます。ご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、各議案につきまして説明させていただきます。

議案第60号、平成29年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度上富田町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月6日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第61号、平成29年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月6日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第62号、平成29年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月6日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第63号、平成29年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月6日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第64号、平成29年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月6日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第65号、平成29年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月6日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第66号、平成29年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月6日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第67号、平成29年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月6日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第68号、平成29年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月6日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第69号、平成29年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月6日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第70号、平成29年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月6日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第71号、平成29年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について。
地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月6日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第72号、平成29年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について。
地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成29年度上富田町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分し、あわせて同法第30条第4項の規定に基づき、平成29年度上富田町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月6日提出、上富田町長奥田誠。

それでは、お手元に配付しております参考資料の決算総括表により収支状況の説明をさせていただきます。参考資料をお願いいたします。

これは、平成29年度上富田町会計別歳入歳出決算総括表です。

議案第60号、一般会計につきましては、歳入総額69億4,409万8,772円、歳出総額68億5,461万8,325円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じく8,948万447円です。これにつきましては、平成30年度へ繰り越ししています。

次に、議案第61号、国民健康保険事業につきましては、歳入総額21億7,838万4,470円、歳出総額21億1,746万9,412円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じく6,091万5,058円です。これにつきましては、平成30年度へ繰り越ししています。

次に、議案第62号、宅地造成事業につきましては、歳入総額2億5,232万635円、歳出総額4億6,541万6,257円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じくマイナスの2億1,309万5,622円です。これにつきましては、平成30年度からの繰上充用で補填措置をしております。

次に、議案第63号、宅地取得資金貸付事業につきましては、歳入総額288万5,620円、歳出総額291万2,808円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じくマイナスの2万7,188円です。これにつきましては、平成30年度からの繰上充用で補填措置をしております。

次に、議案第64号、住宅新築資金貸付事業につきましては、歳入総額1,292万7,766円、歳出総額3,659万4,653円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じくマイナスの2,366万6,887円です。これにつきましては、平成30年

度からの繰上充用で補填措置をしております。

次に、議案第65号、奨学事業につきましては、歳入総額、歳出総額とも同額の1,835万2,131円、歳入歳出差引額及び実質収支額はゼロでございます。

次に、議案第66号の農業集落排水事業につきましては、歳入総額、歳出総額とも同額の2億1,854万823円、歳入歳出差引額及び実質収支額はゼロでございます。

次に、議案第67号、公共下水道事業につきましては、歳入総額3億2,740万9,324円、歳出総額3億2,647万851円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じく93万8,473円です。これにつきましては、平成30年度へ繰り越しをしております。

次に、議案第68号、介護保険につきましては、歳入総額15億2,089万3,596円、歳出総額14億8,546万7,853円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じく3,542万5,743円です。これにつきましては、平成30年度へ繰り越ししております。

次に、議案第69号、後期高齢者医療につきましては、歳入総額2億8,569万5,539円、歳出総額2億8,350万4,685円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じく219万854円です。これにつきましては、平成30年度へ繰り越ししております。

次に、議案第70号、診療所事業につきましては、歳入総額、歳出総額とも同額の3,197万2,800円です。歳入歳出差引額及び実質収支額はゼロでございます。

次に、議案第71号、朝来財産区につきましては、歳入総額1,946万7,535円、歳出総額1,779万2,762円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じく167万4,773円です。これにつきましては、平成30年度へ繰り越しをしております。

次に、議案第72号、水道事業収益的収入及び支出につきましては、歳入総額5億3,813万860円、歳出総額3億6,441万5,700円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じく1億7,371万5,160円です。なお、当年度純利益は1億7,047万8,855円でございます。

次に、資本的収入及び支出につきましては、歳入総額3,326万7,930円、歳出総額2億6,025万8,550円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じくマイナスの2億2,699万620円です。これにつきましては、減債積立金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金で補填をしております。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、中島君。

○総務政策課企画員（中島正博）

よろしく申し上げます。

私からは、報告第15号から報告第19号につきましてご説明いたします。

この報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成29年度の決算における財政健全化判断比率と資金不足比率を監査委員の意見書をつけて、今議会に報告するものです。

それでは、報告第15号でございます。

報告第15号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成29年度健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成29年度健全化判断比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成30年9月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページは監査委員の監査意見書でございます。

①の実質赤字比率は、普通会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。29年度決算において、実質赤字額がございませんので、横棒表示をさせていただきます。なお、早期健全化基準は15%でございます。

②の連結実質赤字比率は、普通会計と特別会計及び地方公営企業会計全てを含めて、上富田町全体における財政赤字の比率となります。29年度決算において、連結実質赤字がございませんので、横棒表示としてさせていただきます。なお、早期健全化基準は20%でございます。

③の実質公債比率につきましては、元利償還金が標準財政規模に対してどの程度の負担かを示す指標です。普通会計、特別会計、公営企業会計の全ての会計と、上富田町が加入している一部事務組合、広域連合の元利償還金のうち本町が負担している部分を合算して計算した数字となっております。実質公債比率は3カ年度の平均で計算しまして、27年度から29年度の3カ年度の平均で13.1%となっております。28年度の数字が12.3%でございましたので、0.8%の赤字となっております。なお、早期健全化は25%となっておりますので、まだ財政は健全だと言えます。

④の将来負担比率につきましては、一般会計等が将来支払わなければならない可能性がある起債残高が標準財政規模のどのくらいなのかを示した資料で、地方公社及び第三セクターを含めたものが対象となっておりますが、本町の場合は該当する公社や三セクはございませんので、実質公債比率を計算するための会計が対象となっております。

平成29年度決算における将来負担比率は90%となっております。28年度の数字が72.3%でございますので、17.7ポイントの悪化となっております。なお、早期健全化基準は350%でございますので、まだ財政は健全だと言えます。

以上のとおり、上富田町の財政状況につきましては、平成29年度決算における健全化判断比率が4つの指標とも早期健全化基準以下となっております。

次をお願いいたします。

報告第16号から報告第19号につきましては、公営企業の資金不足比率についてでございます。対象となる公営企業は、宅地造成事業、農業集落排水事業、公共下水道事業、水道事業会計の4つでございます。経営健全化基準は全ての会計で20%でございます。

それでは、報告第16号でございます。

報告第16号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成29年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成29年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成30年9月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページは監査委員の監査意見書でございます。宅地造成事業につきましては、平成29年度決算における資金不足は生じていないため、資金不足比率は横棒の表示としてでございます。なお、説明ですが、宅地造成事業の会計についての収支自体は2億1,309万6,000円のいわゆる赤字でございますけれども、所有する土地収入見込み額の4億3,035万4,000円を充当して計算するルールに基づいて計算した結果、2億1,725万8,000円の資金剰余額が出るものでございます。その結果、資金不足がないので横棒表記としてでございます。

続きまして、報告第17号をお願いいたします。

報告第17号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成29年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成29年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

次のページは監査委員の監査意見書でございます。農業集落排水事業につきましては、平成29年度決算における資金不足は生じていないため、資金不足比率は横棒表示となっております。

続きまして、報告第18号をお願いいたします。

報告第18号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成29年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成29年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成30年9月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページは監査委員の審査報告書でございます。公共下水道事業につきましては、平成29年度決算における資金不足は生じていないため、資金不足比率は横棒表示となっております。

続きまして、報告第19号をお願いいたします。

報告第19号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成29年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成29年度上富田町水道事業会計の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

次のページは監査委員の審査意見書でございます。水道事業につきましては、平成29年度決算における資金不足は生じていないため、資金不足比率は横棒表示となっております。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

以上をもって提案理由の説明と報告を終わります。

次に、監査委員の報告をお願いいたします。

○11番（山本明生）

では、平成29年度各会計の決算審査の報告をいたします。

8月2日から9月5日までの期間、各会計にわたり、井上代表監査委員とともに13会計の審査を行いました。各会計の予算額及び収入支出済額は、予算台帳並びに出納日計簿により出納証明書類を余すところなく調査の上、さらにその内容につき審査いたしましたところ、各会計にわたり係数は正確であり、内容的にも正当なものと確認いたしました。

さて、平成29年度の一般会計決算額について千円単位で申し上げますと、歳入総額69億4,409万8,000円、歳出総額68億5,461万8,000円、歳入歳出差引額8,948万円となっております。前年度とほぼ同額の繰越額となっております。こ

これは、厳しい財政状況が続く中、行財政改革の成果があらわれたものと考えられます。

続きまして、歳出の内容ごとの決算額を申し上げます。

まず、人件費につきましては、定年等による退職者が3名あり、前年度に比べ1.7%の減となっております。

次に、扶助費につきましては、臨時福祉給付金などの減額により、前年度に比べ0.7%の減となっております。

また、補助費につきましては、消防事務業務委託料などの増額により、前年度に比べ5.4%の増となっております。

決算額の構成比につきましては、消費的経費が53.7%、投資的経費が21.7%、公債費等が24.6%となっております。

歳出全般では、義務的な経費の縮減を図り、財政構造の弾力性を示す指標の経常収支比率が88.1%となり、緩やかではあるが前年度に比べ財政構造の改善が見られました。今後においても長期にわたる景気の低迷などから財政環境は依然として不透明で厳しい状況下であり、義務的経費の縮減はもとより長期的、計画的な投資計画のもと、引き続き歳出において経費の抑制を図り、財政構造の改善を図られるよう要望しております。

また、実質公債比率につきましては、13.1%となり、厳しい状況が続いております。

次に、歳入全般について、自主財源の公債比は33.2%、依存財源の公債比は66.8%となっております。今後とも自主財源の確保に努めるとともに、国・県支出金等の依存財源の確保にも努力されるよう要望しております。

続いて、町税ですが、全体の徴収率は96.2%、収入未済額は5,871万2,167円となっております。平成29年度におきましては、昨年度に引き続き3件の家宅搜索を実施しています。この家宅搜索につきましては、督促、催告、納税交渉、財産調査等手順を踏んで実施しており、滞納処分の適正な執行が図られない場合には、国税徴収法に基づき実施しています。この家宅搜索の実施により、他の納税者へのアナウンス効果も期待できます。

また、使用料等を含めた一般会計の収入未済額の合計は6,409万3,647円となっております。未収金の徴収につきましては、厳しい状況が続くと見込まれていますが、公平負担が原則であり、滞納の減少に格段の努力をされるよう要望しております。

また、町営住宅使用料など各種料金を含めた未収金の徴収につきましても、万全を期されるよう要望しております。

次に、一般会計の29年度末の町債残高は69億1,097万円で、前年度に比べ8.

8%の増となっております。平成29年度の町債の借入額は1億9,251万9,000円で、庁舎整備事業、臨時財政対策債、学校給食施設整備事業債が主なものであります。

現在の町財政は、学校給食施設整備事業により、年度末現在高は増加しました。今後とも厳しい財政運営が続くと予想されますが、効率的な行財政運営により一層努められ、上富田町の発展と住民福祉の向上に寄与されるよう要望しております。

次に、特別会計国民健康保険事業であります。

歳入総額は2億7,838万4,000円、歳出総額は2億1,746万9,000円となり、差し引き6,091万5,000円の黒字となっております。

国民健康保険税の徴収率に関しては81.3%と改善しておりますが、依然低い水準にあることから、徴収率の向上に一層努められますとともに、高齢化社会を踏まえた長期的な観点から、健全な国民健康保険事業の運営を図られるよう要望しております。

次に、特別会計宅地造成事業であります。

平成29年度の赤字額は2億1,309万5,000円となり、赤字額が減少しているものの、多額の赤字が恒常化しております。保有財産の処分を含む年次計画を着実に実行し、引き続き財政健全化に向け取り組まれるよう要望しております。

次に、特別会計宅地取得資金貸付事業及び住宅新築資金貸付事業であります。

これらの会計の未収金につきましては、年々回収困難物件の割合が高くなっていく中、和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合において、回収不能物件審査会を開催し、回収可能物件との整理をし、より効率的、集中的な回収業務に努め、未収金の減額に努めていくよう要望しております。

次に、特別会計介護保険であります。

この会計に関しましても、徴収率につきましては、職員相互の連携により、微増ではありますが0.3%の改善が見られます。

次に、特別会計後期高齢者医療であります。

この会計の徴収率につきましても、口座振替の案内や自宅訪問の成果により、微増ではありますが改善が見られます。

次に、水道会計事業であります。

平成29年度につきましては、1億7,047万8,855円の純利益を計上しております。

今後とも経費の節減に取り組むとともに、施設の再点検を実施し、改良工事等の計画的な遂行に努め、財政の健全化を図り、日常生活に不可欠な上水の安定供給に一層努力されることを要望しております。

なお、その他の会計につきましても、審査の結果を逐一報告するのが本意でございますが、提出しております、審査意見書に個別の意見をつけておりますので、お目通しをお願いいたします。

また、決算書の中にごございます財産に関する調書につきましては、平成29年度において過去の数値の見直しを行ったため、前年度から多くの数値が変更されております。今後は、精査して計上するよう要望しております。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率や資金不足比率を審査いたしました。その結果、実質公債比率及び将来負担比率について、早期健全化基準と比較するとこれを下回っておりますが、今後の地方債の借り入れに関しては十分留意されるよう要望しております。

以上で、平成29年度決算審査並びに財政健全化基準審査の報告とさせていただきます。

○議長（大石哲雄）

これをもって監査委員の報告を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第4 議案第60号、平成29年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第16 議案第72号、平成29年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についての件までの13件につきましては、10人をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、それに付託して閉会中の継続審査にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

したがって、議案第60号から議案第72号については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定に基づき、議長、町監査委員を除く全議員を指名いたしますので、よろしくをお願いいたします。

暫時休憩をいたしますから、委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時28分

○議長（大石哲雄）

再開します。

決算審査特別委員会委員長、副委員長の互選をしていただきましたので、報告いたします。

委員長に12番、木本眞次君、副委員長に9番、檜木正行君が就任されました。委員長を初め委員の皆さん、大変ご苦労さまですが、よろしく願いいたします。

10分間休憩いたします。10時40分まで休憩です。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時39分

○議長（大石哲雄）

再開します。

続けて、議事に入ります。

先ほど報告のありました日程17 報告第15号から日程第21 報告第19号までの5件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づき、町長より議会に報告するものです。この報告については、財政の健全化に関する重要な報告であり、これより質疑の場を持ちたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

それでは、ただいまより質疑を行います。

質疑については、報告第15号から報告第19号までの5件を一括で行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

それでは、報告 5 件について一括で質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

報告第 15 号から報告第 19 号の件については以上で終わります。

△日程第 22 議案第 73 号～日程第 30 議案第 81 号

○議長（大石哲雄）

続いて、日程第 22 議案第 73 号、上富田町役場出張所設置並びにその名称、位置及び所管区に関する条例の一部を改正する条例の件から日程第 30 議案第 81 号、平成 30 年度上富田町水道事業会計補正予算（第 1 号）の件まで 8 件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務政策課長、水口君。

○総務政策課長（水口和洋）

私からは、議案第 73 号、第 74 号についてご説明いたします。

議案第 73 号、上富田町役場出張所設置並びにその名称、位置及び所管区に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町役場出張所設置並びにその名称、位置及び所管区に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成 30 年 9 月 6 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町役場出張所設置並びのその名称、位置及び所管区に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町役場出張所設置並びにその名称、位置及び所管区に関する条例の一部改正。

この条例は、岩田公民館建てかえ工事の期間中、岩田出張所を消防団第 3 分団屯所に移転するため、出張所の位置が上富田町岩田 1765 番地から岩田 1777 番地の 8 に変更となることから、本条例の一部を改正するものであります。

附則で、この条例は、公布の日から施行し、平成 30 年 9 月 1 日から適用するとしてございます。最終ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照をよろしく願います。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、議案第74号をお願いいたします。

議案第74号、上富田町公告式条例の一部を改正する条例。

上富田町公告式条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年9月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町公告式条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町公告式条例の一部改正。

この条例につきましても、岩田公民館建てかえ工事の期間中、告示用掲示板を消防団第3分団屯所前に移転するため、告示用掲示板の位置が上富田町岩田1776番地の1前から1777番地の8前に変更となることから、本条例の一部を改正するものであります。

附則で、この条例は公布の日から施行し、平成30年9月1日から適用するとしてございます。最終ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第75号についてご説明いたします。

議案第75号、上富田町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町子ども医療費の支給に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年9月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町子ども医療費の支給に関する条例の一部改正。

上富田町子ども医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書を削る。

次の2ページの参考資料をお願いします。

新旧対照表でございます。

今回の改正は、第6条第1項のただし書を削るものであり、第6条の条文は、子ども医療費の額は医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、家族療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費、特別療養費及び保険外併用療養費を受ける者が負担すべき額

をいうとなっております。

以下、ただし書として、ただし、対象となる子どものうち、6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、入院に係るものに限るとしております。このただし書を削ることにより、中学校卒業までの子ども医療費の無料化を行うものでございます。

1ページにお戻りください。

附則としまして、施行期日1、この条例は平成31年4月1日から施行する。経過措置2、この条例による改正後の上富田町子ども医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療の給付に係る医療費の支給について適用し、同日前に受けた医療の給付に係る医療費の支給については、なお従前の例によるとしてございます。

以下、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、中島君。

○総務政策課企画員（中島正博）

よろしく申し上げます。

私からは、議案第76号につきましてご説明いたします。

平成30年度上富田町一般会計補正予算（第2号）

平成30年度上富田町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,265万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億7,629万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年9月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入につきまして、14款国庫支出金では、補正前の額に776万3,000円を追加、6億8,892万円と定めてございます。

15款県支出金では、補正前の額に416万5,000円を追加。

16款財産収入では、補正前の額に820万円を追加。

17款寄附金では、補正前の額に20万円を追加。

18款繰入金では、補正前の額に7,002万7,000円を追加。

21款町債では、補正前の額に230万円を追加。

歳入合計では、今回9,265万5,000円を追加、60億7,629万1,000円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。

歳出につきまして、2款総務費では、補正前の額に1,322万4,000円を追加、7億523万1,000円と定めてございます。

3款民生費では、補正前の額に1,248万6,000円を追加。

5款農林水産業費では、補正前の額に1,107万円を追加。

6款商工費では、補正前の額に52万4,000円を追加。

7款土木費では、補正前の額に1,630万円を追加。

9款教育費では、補正前の額に2,701万1,000円を追加。

10款災害復旧費では、補正前の額に1,204万円を追加。

歳出合計では、今回9,265万5,000円を追加し、60億7,629万1,000円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。

第2表です。

地方債補正追加で、公共土木施設災害復旧事業につきまして、限度額を230万円に定めてございます。

起債の方法、利率、償還の方法は、当初予算でのほかの起債と変更ございません。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括につきましては、このページから7ページまでは、恐れ入りますがお目直しをお願いいたします。

それでは、各内訳につきまして、歳出からご説明いたしますので、12ページをお願いいたします。

12ページでございます。

歳出につきまして、2款総務費の1項総務管理費では、補正前の額に合計1,263万円を追加してございます。主なものは、19節負担金、補助及び交付金で、新規事業になりますブロック塀等耐震対策事業費補助金500万円、住宅耐震改修費補助金583万円を措置してございます。

2款総務費の3項戸籍住民基本台帳費では、補正前の額に59万4,000円を追加

してございます。番号制度のシステム改修委託料を措置したものでございます。

3款民生費の1項社会福祉費では、補正前の額に合計1,248万6,000円を追加してございます。特別会計介護保険と特別会計後期高齢者医療への繰出金を措置してございます。

5款農林水産業費の1項農業費では、補正前の額に1,107万円を追加してございます。主なものは、28節繰出金、農業集落排水事業、特別会計への繰出金でございませぬ。

次のページをお願いいたします。

6款商工費の1項商工費で、補正前の額に52万4,000円を追加してございます。ゆるキャラひょうたんせんばいの登録商標の申請の手数料を措置してございます。

7款土木費の2項道路橋梁費で、補正前の額に1,000万円を追加してございます。南紀の台1号線の側溝改良ほか、町内会要望に基づく道路の補修等を措置してございませぬ。

7款土木費の4項都市計画費で、補正前の額に630万円を追加してございます。特別会計公共下水道事業への繰出金を措置したものでございます。

9款教育費の1項教育総務費で、補正前の額に17万8,000円を追加してございます。主なものは、19節負担金、補助及び交付金の一番下になります和歌山県学校保健研究大会負担金12万7,000円ほかを措置したものでございます。

次のページをお願いいたします。

9款教育費の2項小学校費では、補正前の額に合計1,464万8,000円を追加してございます。主なものは、13節委託料、学校の空調設備設計監理委託料800万円、15節工事請負費、2行目になります防犯カメラ設置工事費の請負費241万円等を措置したものでございます。

9款教育費の3項中学校費では、補正前の額に合計273万9,000円を追加してございます。主なものは、13節委託料の学校の空調設備設計監理委託料200万円を措置してございます。

9款教育費の4項社会教育費では、次のページをお願いいたします。

合計のところです。補正前の額に合計120万5,000円を追加してございます。主なものは、11節需用費のところ、岩田公民館のトイレの修繕、そのほかを措置してございます。

9款教育費の5項保健体育費では、補正前の額に合計824万1,000円を追加してございます。主なものは、11節需用費のスポーツセンターの中にあります遊具の滑り台の改修、修繕を行います。これが571万円、そのほかを措置したものでございませぬ。

す。

10款災害復旧費の2項公共土木施設災害復旧費では、次のページをお願いします、補正前の額に合計1,204万円を追加してございます。主なものは、前のページに戻っていただきまして、1目単独災害復旧事業費の工事請負費、汗川線の土砂の撤去費についての応急復旧工事請負費300万円を措置したものと、2目現年発生公共土木施設災害復旧事業費といたしまして、これは稲葉根王子のそばの土砂崩れの復旧費でございます。主なものは次のページになります。21ページになります。15節工事請負費の復旧工事請負費700万円等を措置したものでございます。

以上で歳出はおしまいです。

歳入の説明に戻りますので、恐れ入りますが8ページをお願いいたします。

(「19ページ、需用費の修繕料、岩田公民館でなくて岩田児童館やろう」の声あり)

○総務政策課企画員（中島正博）

申しわけございません、岩田児童館でございます。

19ページ、11節需用費のところ、修繕料、岩田児童館のトイレの修繕でございます。申しわけございません。

歳入の説明に戻ります。8ページをお願いいたします。

歳入につきまして、14款国庫支出金の2項国庫補助金で、補正前の額に合計776万3,000円を追加してございます。歳出にございました住宅耐震改修費の補助金につきまして、国庫補助金がつきます。そこで250万円、そのほかを措置したものでございます。

15款県支出金の2項県補助金で、補正前の額に合計416万5,000円を追加してございます。これも、先ほどの住宅改修補助金の県からの補助金を追加したもの、それと2節の総務費の部分でございますが、新規事業のブロック塀耐震補強対策事業費の補助金250万円を措置したものでございます。

16款財産収入の2項財産売払収入で、補正前の額に820万円を追加してございます。南紀白浜空港民間活力導入事業に伴いまして、南紀白浜空港ビル株式会社の株券の売払収入でございます。

次のページをお願いいたします。

17款寄付金の1項寄付金で、補正前の額に20万円を追加してございます。歳出にございました小中学校の防犯カメラ設置費に対する寄附金を20万円いただくことで措置したものでございます。

18款繰入金金の2項基金繰入金金で、補正前の額に合計6,852万7,000円を追

加してございます。このうち、財政調整基金繰入金が6,281万7,000円ございまして、これは今回の補正に係る一般財源を補填したものでございます。

18款繰入金の3項財産区繰入金で、補正前の額に150万円を追加してございます。歳出にございます小中学校の防犯カメラ設置費に続きまして、生馬、朝来、市ノ瀬の3つの財産区から50万円ずつ繰り入れをいただくものでございます。

21款町債の1項町債で、補正前の額に230万円追加してございます。稲葉根王子そばの土砂崩れの災害復旧事業費に充てるものでございます。

以上が今回の補正内容でございます。何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

私からは、議案第77号と議案第78号についてご説明いたします。

議案第77号、平成30年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）。

平成30年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,608万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,293万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

4款支払基金交付金では、補正前の額に406万3,000円を追加し、3億9,807万8,000円と定めています。

7款繰入金では、補正前の額に1,202万6,000円を追加。

歳入合計では、補正前の額に1,608万9,000円を追加し、15億8,293万円と定めています。

歳出です。

1款総務費では、補正前の額に8万1,000円を追加し、4,518万8,000円と定めています。

5款諸支出金では、補正前の額に1,600万8,000円を追加。

歳出合計では、補正前の額に1,608万9,000円を追加し、15億8,293万円へと定めています。

次のページをお願いします。

このページ、3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしくお願ひいたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

2、歳入です。

4款支払基金交付金、1目介護給付費交付金では406万3,000円を追加、過年度分介護給付費交付金を措置しています。

7款繰入金、6目その他一般会計繰入金で1,202万6,000円を追加、事務費繰入金を措置しています。

次の8ページ、9ページをお願いします。

歳出です。

1款総務費、1目一般管理費で8万1,000円を追加、介護事業所台帳管理システム購入費を措置してございます。

5款諸支出金、2目償還金で1,600万円8,000円を追加、過年度分介護給付費国庫負担金返還金、同じく県費負担金返還金と介護保険事業費国庫補助金返還金を措置しています。

続いて、議案第78号についてご説明いたします。

議案第78号、平成30年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）。

平成30年度上富田町の特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,754万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございませう。

3款繰入金では、補正前の額に46万円を追加し、1億8,548万9,000円と

定めています。

6 款国庫支出金では、補正前の額に 5 4 万円を追加。

歳入合計では、補正前の額に 1 0 0 万円を追加し、2 億 8, 7 5 4 万円と定めています。

歳出です。

1 款総務費では、補正前の額に 5 4 万円を追加し、1, 1 8 8 万 2, 0 0 0 円と定めています。

3 款保健事業費では、補正前の額に 4 6 万円を追加。

歳出合計では、補正前の額に 1 0 0 万円を追加し、2 億 8, 7 5 4 万円と定めています。

次のページをお願いします。

このページ、3 ページから 5 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしく願いいたします。

6 ページ、7 ページをお願いします。

2、歳入です。

3 款繰入金、1 目一般会計繰入金で 4 6 万円を追加、その他一般会計繰入金を措置しています。

6 款国庫支出金、1 目運営事業費補助金で 5 4 万円を追加、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金を措置しています。

3、歳出でございます。

1 款総務費、1 目一般管理費で 5 4 万円を追加、後期高齢者医療システム改修委託料を措置しています。

3 款保健事業費、1 目保健衛生普及費で 4 6 万円を追加、人間ドック費補助金を措置しています。

以上、ご承認賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（大石哲雄）

上下水道課長、川口君。

○上下水道課長（川口孝志）

よろしくをお願いします。

私からは、議案第 7 9 号から議案第 8 1 号をご説明申し上げます。

議案第 7 9 号、平成 3 0 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第 1 号）。

平成 3 0 年度上富田町の特別会計農業集落排水事業補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,057万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,621万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

4款繰入金、補正前の額に1,057万円を追加。

歳入合計では、補正前の額に1,057万円を追加し、1億9,621万8,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1款農業集落排水事業費、補正前の額に1,057万円を追加し、7,844万4,000円。

歳出合計では、補正前の額に1,057万円を追加し、1億9,621万8,000円と定めてございます。

次の3ページから5ページの補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いします。

6、7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款繰入金、1目一般会計繰入金、補正前の額に1,057万円を追加、1億3,453万1,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1款農業集落排水事業費、2目施設維持管理費、補正前の額に1,057万円を追加し、7,844万4,000円としてございます。

補正予算の主な内容としましては、需用費で処理施設5施設の真空弁等の修繕費1,050万円を追加措置してございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第80号をご説明申し上げます。

議案第80号、平成30年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第1号）。

平成30年度上富田町の特別会計公共下水道事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ630万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,632万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

6款繰入金、補正前の額に630万円を追加。

歳入合計では、補正前の額に630万円を追加し、3億3,632万9,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1款公共下水道事業費、補正前の額に630万円を追加。

歳出合計では、補正前の額に630万円を追加し、3億3,632万9,000円と定めてございます。

次の3ページから5ページの補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いします。

6、7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

6款繰入金、一般会計繰入金、補正前の額に630万円を追加、1億1,355万1,000円としてございます。

歳出でございます。

1款公共下水道事業費、2目施設維持管理費、補正前の額に630万円を追加し、2億1,164万8,000円としてございます。

今回の補正の内容につきましては、浄化センターの機器の修繕料と処理施設運転委託料となっております。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第81号をご説明申し上げます。

議案第81号、平成30年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、平成30年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。

第2条、予算第4条本文括弧書を（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,569万2,000円は、損益勘定留保資金2億2,990万円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額579万2,000円で補填するものとする。）に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

第2款資本的支出、既決予定額に7,000万円を追加、2億6,041万円と定めています。

第1項建設改良費、既決予定額に7,000万円を追加、1億194万8,000円。

2項企業債償還金、補正額はゼロ円で1億5,696万円。

3項有形固定資産、補正額はゼロ円で150万2,000円。

平成30年9月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

2ページ、予算に関する説明書、目次となっております。

3ページをお願いします。

補正予算実施計画明細書でございます。

1、資本的収入及び支出。

支出でございます。

2款資本的支出、既決予定額に7,000万円を追加し、2億6,041万円としております。

1項建設改良費、1目配水設備改良費委託料2,300万円。

内訳としまして、岩田地区配水管布設替設計業務に1,300万円、国道42号朝来地区配水管布設替設計業務に1,000万円を措置してございます。

また、工事請負費4,700万円では、国道42号朝来地区配水管布設替工事費として4,000万円、荒堀配水池防草シート設置工事費で700万円を措置してございます。

次のページをお願いします。

平成30年度予定のキャッシュ・フロー計算書でございます。

これにつきましては、業務活動、それから投資活動、そして財務活動の3つに区分して表示しております。合計金額でご説明させていただきます。

1、業務活動によるキャッシュ・フロー。

業務活動によるキャッシュ・フロー合計で5,347万8,969円。

5ページをお願いします。

2、投資活動によるキャッシュ・フロー。

投資活動によるキャッシュ・フロー合計でマイナス6,152万円。

3、財務活動によるキャッシュ・フロー。

財務活動によるキャッシュ・フロー合計でマイナス1億5,696万円。

資金増加額（又は減少額）は、マイナス1億6,500万1,031円。

資金期首残高、6億5,257万5,614円。

資金期末残高、4億8,757万4,583円を予定してございます。

次のページをお願いします。

平成30年度上富田町水道事業予定貸借対照表でございます。

これにつきましても、合計金額でご説明させていただきます。

まず、資産の部。

1、固定資産。

固定資産合計では30億1,644万4,927円となっております。

2、流動資産。

流動資産合計といたしまして5億3,421万4,956円。

資産合計では35億5,065万9,883円となっております。

次のページをお願いします。

負債の部でございます。

3、固定負債。

固定負債合計としまして6億9,471万1,761円。

4、流動負債。

流動負債合計といたしまして1億7,886万3,691円。

5、繰延収益。

繰延収益合計といたしまして9億640万8,984円。

負債合計では17億7,998万4,436円となっております。

次に、資本の部でございます。

6、資本金といたしまして10億5,838万4,482円。

7、剰余金。

（1）資本剰余金、次のページをお願いします。

資本剰余金合計といたしまして3億1,390万4,410円。

（2）利益剰余金。

利益剰余金合計といたしまして3億9,838万6,555円。

剰余金合計では7億1,229万965円。

資本合計といたしまして17億7,067万5,447円。

負債資本合計では35億5,065万9,883円を予定しております。

以上が今回の補正内容でございます。何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

△延 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

次回は、9月13日午前9時30分となっておりますので、ご参集願います。

本日はこれにて延会いたします。ありがとうございました。

延会 午前11時20分